

平成23年伯耆町
第1回定例会
条例等議案説明資料概要



平成23年3月

伯耆町 総務課

議案等説明資料

提出課：総務課

議案名等	伯耆町課設置条例の一部改正について
------	-------------------

(提案理由及び概要)

- 理由 平成23年度に機構改革を行う。
- 概要

現行組織		主な業務	機構改革後		主な業務
総務課	総務室	法令、財務、防災	総務課	総務室	法令、財務、防災
地域再生戦略課	経営企画室	地域振興、企画、情報、 観光 、交通、 商工	企画課	経営企画室	地域振興、企画、情報、交通
	町づくり推進室			町づくり推進室	
	商工観光室		商工観光課	観光 、 商工	
住民課	税務室	戸籍、税務	住民課	税務室	戸籍、税務
	健康増進室		健康、 福祉 、介護、国保、生活相談	健康対策課	
総合福祉課	総合生活相談室	福祉課		生活相談室	
	福祉支援室			福祉 、 福祉事務所	
地域整備課	環境整備室	上下水道、建設、地籍、環境	地域整備課	環境整備室	上下水道、建設、地籍、環境
	上下水道室			上下水道室	
	地籍調査室			地籍調査室	
なのはな生活課		総合窓口	分庁総合窓口課		総合窓口
産業課	農林室	農林水産	産業課	農林室	農林水産

- 平成23年度から福祉事務所を設置することに伴い、福祉課を新設し福祉業務の充実を図る。
- 商工観光課を新設し、商工・観光部門の充実を図る。
- 課室の名称を変更し、町民にわかりやすい行政をめざす。
 - 《課名の変更》
 - 地域再生戦略課 ⇒ 企画課、商工観光課
 - 総合福祉課 ⇒ 健康対策課、福祉課
 - なのはな生活課 ⇒ 分庁総合窓口課
 - 《室名の変更（規則対応）》
 - 総合生活相談室 ⇒ 生活相談室

3. 施行期日 平成23年4月1日

議案等説明資料

提出課：総務課

議案名等	伯耆町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、一定範囲の非常勤職員が育児休業等を取得できることとなったことに伴い、育児休業を取得することのできる非常勤職員の範囲を定める等所要の改正を行う。</p> <p>2. 概要</p> <p>○「育児休業をすることができない職員」の追加 ⇒ 一定の要件を満たす非常勤職員※以外の非常勤職員を育児休業を<u>することができない職員</u>として規定</p> <div data-bbox="359 846 1385 1182" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>※一定の要件を満たす非常勤職員</p><p>①次のいずれにも該当する非常勤職員</p><ul style="list-style-type: none">・引き続き在職した期間が1年以上であるもの・子が1歳に達する日を超えて引き続き在職することが見込まれるもの・勤務日の日数を考慮して規則で定めるもの<p>②育児休業請求に係る子の1歳6ヶ月に達する日を超えて引き続き在職することが見込まれる非常勤職員等</p></div> <p>○非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日を規定 ⇒ 事由に応じて子が1歳6ヶ月に達する日までで規定</p> <p>○部分休業関係</p> <ul style="list-style-type: none">・部分休業を<u>することができない職員</u>として一定の要件を満たす非常勤職員※以外の非常勤職員を追加 <div data-bbox="359 1473 1385 1630" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>※一定の要件を満たす非常勤職員</p><ul style="list-style-type: none">①引き続き在職した期間が1年以上であるもの②勤務時間を考慮して規則で定めるもの</div> <p>・非常勤職員の部分休業の承認は、最長2時間の範囲内で行うものとする。</p> <p>3. 施行期日 平成23年4月1日</p>	

議案等説明資料

提出課：総務課

議案名等	伯耆町職員の給与に関する条例等の一部改正について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由 本年度の人事院勧告により、月60時間の超過勤務時間の積算に、「日曜日又はこれに相当する日※」の勤務を含めることとされたため、本町もこれに準じて、所要の改正を行う。</p> <p>※日曜日に相当する日：勤務形態により、勤務時間を割り振る日が日曜日である場合に振替えられた週休日等</p> <p>(例) 日曜日が勤務日である場合に、週休日を火曜日に振替えた場合は「火曜日＝日曜日に相当する日」となる。</p> <p>2. 概要</p> <p>○超過勤務時間の積算 人事院勧告（平成22年8月）において、日曜日又はこれに相当する日の勤務の取り扱いについて民間企業に事態を踏まえて見直しを行うこととされた。 これに準じて本町においても、超過勤務時間が月60時間を超えるかどうかの積算に日曜日又はこれに相当する日の勤務を含むよう改正する。</p> <p>○その他 機構改革（平成23年度）に併せて、4級の職務に「副局長」を追加する。</p> <div data-bbox="365 1229 1391 1621" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>【参考】月60時間を超える時間外勤務について</p><p>①時間外勤務手当の引き上げ 月に60時間を超える時間外勤務手当については、支給割合を100分の125から100分の150に引き上げる</p><p>②超過代休時間 月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合と本来の支給割合の差額分の手当の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間を指定することが出来る</p></div> <p>3. 施行期日 平成23年4月1日</p>	

議案等説明資料

提出課：総務課

議案名等	伯耆町特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	町長、副町長の給料を減じる特例期間の延長等を実施するための改正を行う。
2. 概要	【減じる金額】 町長：40,000円 副町長：32,000円 【特例期間の延長】 特例期間を平成24年3月31日までとする。
3. 施行期日	平成23年4月1日

議案名等	伯耆町教育長の給与の特例に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	教育長の給料を減じる特例期間の延長等を実施するための改正を行う。
2. 概要	【減じる金額】 30,000円 【特例期間の延長】 特例期間を平成24年3月31日までとする。
3. 施行期日	平成23年4月1日

議案名等	伯耆町職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	職員の給料を減じる特例期間の延長等を実施するための改正を行う。
2. 概要	【減じる率】 1・2級：1% 3・4級：2% 5・6級：3% 【特例期間の延長】 特例期間を平成24年3月31日までとする。
3. 施行期日	平成23年4月1日

議案等説明資料

提出課：総務課

議案名等	伯耆町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由</p> <p>これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野の事業を行うため、国から交付される「地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金」を財源として「住民生活に光をそそぐ基金」を設置するもの。</p> <p>なお、基金の運用から生ずる収益及び基金の取り崩しによる資金は、図書館司書及び母子自立支援員の配置に必要な経費等に充てる。(平成23・24年度の2ヵ年限り)</p> <p>2. 施行期日等</p> <p>①施行期日：公布の日から施行する</p> <p>②失効：平成25年3月31日限り、その効力を失う</p>	

議案等説明資料

提出課: 地域再生戦略課

議案名等	伯耆町企業等立地促進条例の一部改正について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1 理由</p> <ul style="list-style-type: none">・企業等立地奨励金等の交付基準の一部を見直し、企業分譲地等への企業誘致を促進する。 <p>2 概要</p> <ul style="list-style-type: none">・企業等の定義の改正 「営利目的の法人・個人」を「製造業、情報処理・提供サービス業、ソフトウェア業等を営む法人・個人」に改正・企業等立地奨励金の改正 固定資産税に対する1/2奨励金の交付年を2年から3年に改正 企業用地以外における立地奨励金に係る投下固定資産総額を5千万円を2千万円に改正 交付限度額を5千万円に設定・雇用促進奨励金の改正 常時雇用者1人につき交付する奨励金の額を5万円～10万円増額・土地取得奨励金の改正 企業用地以外の土地を取得した場合における奨励金を新設 企業用地又は企業用地以外を取得した場合における投下固定資産総額を5千万円から2千万円に改正 交付限度額を5千万円に設定・条例の失効日の延長 平成24年3月31日を平成25年3月31日に1年間延長 <p>3 施行期日等</p> <p>平成23年4月1日</p>	

議案等説明資料

提出課：教育委員会

議案名等	伯耆町図書館条例の一部改正について	
(提案理由及び概要)		
1. 理由		
岸本公民館の改修に伴い、既存の岸本公民館図書室を岸本図書館と改めるにあたり、条例を改正するもの。		
2. 概要		
「改正前」	名 称	位 置
	伯耆町溝口図書館	伯耆町溝口652番地1
「改正後」	名 称	位 置
	伯耆町溝口図書館	伯耆町溝口652番地1
	伯耆町岸本図書館	伯耆町吉長49番地
3. 施行期日		
平成23年4月1日		

議案等説明資料

提出課:教育委員会

議案名等	伯耆町立公民館条例の一部改正について
------	--------------------

(提案理由及び概要)

1. 理由

岸本公民館の改修に伴い、会議室等の名称及び使用料が変更になるため、条例を改正するもの。

2. 概要

岸本公民館使用料

(単位:円)

改正後					改正前				
室名	1時間あたり使用料				室名	1時間あたり使用料			
	開館日の9時から17時まで	休館日及び開館日の9時から17時以外	入場料を徴収するとき			開館日の9時から17時まで	休館日及び開館日の9時から17時以外	入場料を徴収するとき	
			開館日の9時から17時まで	休館日及び開館日の9時から17時以外				開館日の9時から17時まで	休館日及び開館日の9時から17時以外
大会議室	900	1800	1800	3600	大会議室	900	1800	1800	3600
調理研修室	<u>300</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>1200</u>	調理実習室	<u>600</u>	<u>1200</u>	<u>1200</u>	<u>2400</u>
第1会議室	200	400	400	800	第1会議室	200	400	400	800
第2会議室	100	200	200	400	第2会議室	100	200	200	400
和室	<u>100</u>	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>400</u>	第1研修室(和室)	<u>100</u>	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>400</u>
					第2研修室(和室)	<u>100</u>	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>400</u>
/	/	/	/	/	第3研修室	<u>200</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>800</u>
中会議室	400	800	800	1600	第4研修室	400	800	800	1600

※下線部分が変更点

3. 施行期日

平成23年4月1日

議案等説明資料

提出課: 教育委員会

議案名等	伯耆町総合スポーツ公園条例の一部改正について
------	------------------------

(提案理由及び概要)

1 理由

伯耆町総合スポーツ公園野球場ナイター使用団体数が年々減少している。減少理由の一つとして、他の市町村が所有する使用料が安い球場へ流れていることが原因となっている。今後、使用数の減少を防ぎ、施設を有効に利用していただくため、照明使用料の見直しを行う。

2 ・伯耆町総合スポーツ公園野球場の利用状況及び料金比較

(利用状況) ※ナイター使用回数の推移

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
使用回数	100回	115回	103回	99回	105回	47回	102回	81回	74回	45回
年度	21年度	22年度	(備考)							
使用回数	35回	31回	平成16年度は野球場改修工事による閉鎖期間有り							

(使用料金比較) ※西部地区各市町村野球場使用料(アマチュア使用)

地区	施設名	使用料(一般使用の場合)	ナイター使用料
米子	市民球場	1,730円/1h	9,240円/1h ※1/3点灯
	湊山球場	940円/1h	ナイター設備無し
	淀江球場	1,570円/1h	5,240円/1h
境	竜ヶ山球場	1,670円/午前・3,350円/午後 5,020円/全日	5,660円/1h
南部	カントリーパーク	1,100円/1h	10,500円/1h
	町民野球場	1,000円/1h	10,500円/1h
大山	スポーツランド	2,030円/1h(町外)	10,000円/1h(町外)
	大山野球場	1,050円/1h(町外)	10,000円/1h(町外)
	中山野球場	1,050円/1h(町外)	ナイター設備無し

※西部地区各町村担当者へナイターの利用状況について確認したところ、米子市は増加しているようだが、他の市町は例年並か減少していると回答があった。特に、淀江球場については、合併後に使用料の値下があり、大幅に増加している。

3 概要

・別表第7条中、野球場照明使用料を次のとおり改正する。

改正後				改正前			
施設名	区分	1時間あたり使用料		施設名	区分	1時間あたり使用料	
		施設使用料	照明使用料			施設使用料	照明使用料
野球場		2,100円	<u>5,250円</u>	野球場		2,100円	<u>10,500円</u>

※下線部分を改正する。

4 施行期日等

平成23年4月1日から施行する。

議案等説明資料

提出課：総合福祉課

議案名等	伯耆町父子福祉手当支給条例の廃止について			
(提案理由及び概要)				
1. 理由 児童扶養手当法の改正により、平成22年8月から児童扶養手当の支給対象が父子家庭にも拡充されたことにより、本条例を廃止する。				
2 概 要				
制度名	所得制限	支 給 額		備 考
父子福祉手当	あり	児童1人につき年額24,000円		
児童扶養手当	あり	全部支給	月額41,720円(※)	※支給対象：平成22年8月から父子家庭にも拡充
		一部支給	月額41,710円～9,850円(※)	
		2人目	5,000円加算	
		3人目以上	3,000円加算	
※児童扶養手当支給額（平成23年4月以降額改定） 全部支給： 月額 41,550円 一部支給： 月額 41,540円～9,810円				
3. 施行期日等 平成23年4月1日から施行する。				

議案等説明資料

提出課：総合福祉課

議案名等	伯耆町福祉事務所設置条例の制定について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由</p> <p>平成23年度から社会福祉法に規定される「福祉に関する事務所」（伯耆町福祉事務所）を設置することに伴い、同法の規定により設置条例を制定するもの。</p> <p>2. 概要</p> <p>(1)設置根拠：社会福祉法第14条第3項の規定により設置する旨を定める。</p> <p>(2)名称：伯耆町福祉事務所</p> <p>(3)位置：伯耆町吉長37番地3</p> <p>(4)所管事務：同法第14条6項に規定されている事務（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める事務の内、市町村が処理することとされる事務）及びその他町長が必要と認める事務をつかさどる旨を定める。</p> <p>(5)所員の定数：必要な所員を配置すること、及び伯耆町職員定数条例の町長部局の職員数に含める旨を定める。</p> <p>(6)条例の施行については、必要なことは別に定める旨を規定する。</p> <p>3. 施行期日：平成23年4月1日</p>	

議案等説明資料

提出課：総合福祉課

議案名等	伯耆町コミュニティプラザ条例の一部改正について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由</p> <p>指定管理者による管理のみを予定した現行条例を、町管理、指定管理者管理、いずれにも対応できるものに改正する。</p> <p>2. 概要</p> <p>現行条例を町が管理することを基本としたものに変更した上で、指定管理者による管理となった場合について必要な事項を定める。</p> <p>指定管理者による管理となった場合においては、「使用許可」「使用許可の制限」等の条文中「町長」を「指定管理者」に、また「使用料」を「利用料金」に読み替えることなどを規定する。</p> <p>3. 施行期日 平成23年4月1日</p>	

議案等説明資料

提出課：総合福祉課

議案名等	伯耆町国民健康保険条例の一部改正について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由</p> <p>緊急の少子化対策として、平成21年10月から23年3月までの間、暫定的に4万円引き上げられていた出産育児一時金の支給額を、全国一律で平成23年4月から恒久化するもの。</p> <p>2. 概要</p> <p>平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産を対象として、出産育児一時金の支給額を、附則において暫定的に35万円（産科医療補償制度の3万円を除く。）から39万円に引き上げていたが、平成23年4月以降は39万円とする。</p> <p>3. 施行期日等</p> <p>平成23年4月1日から施行する。</p>	

議案等説明資料

提出課：総合福祉課

議案名等	伯耆町特別会計条例の一部を改正する条例
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1 理由 老人保健特別会計について、平成23年度以降法令による設置義務がなくなることに伴い、一般会計で取り扱うこととするため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 概要 同条例第1条に規定する別表のうち伯耆町老人保健特別会計を削る。</p> <p>3 施行期日等 平成23年4月1日から施行する。 この条例による改正前の伯耆町特別会計条例第1条に規定する伯耆町老人保健特別会計の平成22年度の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。 この条例の施行の際伯耆町老人保健特別会計に係る権利義務又は決算上の余剰若しくは不足は、平成22年度の出納の完結の際に伯耆町一般会計に帰属するものとする。</p>	

議案等説明資料

提出課: 地域整備課

議案名等	伯耆町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について			
(提案理由及び概要)				
1. 理由 小規模水道事業の藍野地区水道とペンション地区水道が統合により藍野地区簡易水道となるため条例の一部を改正する。				
2. 概要 別表(第2条関係)				
区分	施設の名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
簡易水道	榊水地区簡易水道	岩立の一部、大内 の一部、金屋谷の 一部	2,400	1176
	藍野地区簡易水道	小林の一部、真野 の一部	109	81
小規模水道	小野地区水道	小野	-	-
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
太線の部分を追加し、小規模水道の区分中、藍野地区水道及びペンション地区水道の欄を削除する。				
3. 施行期日 平成23年4月1日から施行する。				

議案等説明資料

提出課:地域整備課

議案名等	伯耆町水道事業給水条例の一部改正について						
(提案理由及び概要)							
1. 理由							
<p>小規模水道事業の藍野地区水道とペンション地区水道が統合により藍野地区簡易水道となるため条例の一部を改正する。</p> <p>水道料金については、簡易水道事業へ移行するため、業務用の超過料金が1m³147円から105円へと変更となる。</p>							
2. 概要							
別表1(第26条、第27条関係)							
地区	用途	料金					
		基本料金 (2箇月につき)				超過料金 (2箇月につき)	
		水量	口径	開栓時	停止時	超過水量	1m ³ 当たり
			m/m	円	円		円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
小規模水道	一般用	16m ³ まで	13	1,680	1,260	1m ³ 以上	105
	業務用	16m ³ まで	13	1,785	1,260	1m ³ 以上	105
			20	1,953	1,428		
			25	1,974	1,449		
ペンション地区水道	一般用	16m ³ まで		1,680	1,260	1m ³ 以上	105
	業務用	16m ³ まで	13	1,785	1,260	1m ³ 以上	147
			20	1,953	1,428		
			25	1,974	1,449		
			30	2,121	1,449		
		50	3,843	3,318			
丸山専用水道						1m ³ 以上	53
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
太線の部分を削除する。							
別表2(第33条関係)							
区域	加入金						
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
簡易水道 (桝水地区を除く)	105,000 円	157,500 円	210,000 円	262,500 円	315,000 円	525,000 円	町長が定める額
小規模水道							
ペンション地区水道							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
下線の部分を削除する。							
3. 施行期日 平成23年4月1日から施行する。							

議案等説明資料

提出課:地域再生戦略課

議案名等	鳥取県西部ふるさと振興基金の廃止に伴う財産処分に関する協議について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1 理由</p> <p>鳥取県西部広域行政管理組合同規約の一部改正により廃止が決定しているふるさと振興基金の処分に関し、その方法を関係地方公共団体の協議により決定する必要があるため、地方自治法第290条に規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 概要</p> <ul style="list-style-type: none">出資金等の処分 出資金等の総額10億円を、関係市町村及び鳥取県のそれぞれの出資割合に応じて返還する。 伯耆町分 51,428,000円基金の運用益の処分 運用益3,616万2,800円を出資金等の返還額の割合に按分した額を関係市町村及び鳥取県に分配する。 伯耆町分 1,859,781円 <p>3 処分年月日</p> <p>平成23年3月31日</p>	

議案等説明資料

提出課：地域再生戦略課

議案名等	物品購入契約の締結について
(提案理由及び概要)	
1. 理由 伯耆町サーバ等の物品購入契約を締結するもの	
2. 概要	
購入物品	ネットワーク通信用サーバ、無停電電源装置、通信機器等
予定価格	15,932,889円
購入価格	9,147,600円（うち消費税及び地方消費税 435,600円）
契約の相手先	株式会社 鳥取県情報センター 代表取締役社長 谷口真澄
納入期限	平成23年3月31日

議案名等	物品購入契約の締結について
(提案理由及び概要)	
1. 理由 職員用パソコン等の物品購入契約を締結するもの	
2. 概要	
購入物品	職員用パソコン 160台、プリンター 2台
予定価格	26,656,140円
購入価格	11,623,500円（うち消費税及び地方消費税 553,500円）
契約の相手先	株式会社 ケイズ 代表取締役 松本 啓
納入期限	平成23年3月31日